

白浜町観光戦略策定支援業務委託仕様書

1. 業務名

白浜町観光戦略策定支援業務

2. 目的

白浜町は、温泉、ビーチ、レジャー施設、豊かな自然景観、さらには和歌山県唯一の南紀白浜空港を有する交通利便性といった全国的にも稀有な観光資源を有し、関西圏を代表する観光地として発展してきたが、近年はインバウンド需要の拡大や観光消費の高度化といった新たな潮流が生まれており、観光客の動態変化や地域間競争の激化、さらには将来的な環境変化を見据えた持続的な観光地経営への転換が求められている。

このような状況を踏まえ、本町は外部から招聘する「地域活性化企業人」を業務責任者として配置し、「白浜町観光戦略検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）を設置した上で、本町の観光の現状と課題を多角的に整理することで、中長期的な観光戦略を策定することとした。

本業務は、地域活性化企業人と連携しながら、検討委員会の運営、関係団体等へのヒアリング及び報告書の作成等を通じて、本町の観光戦略の策定を支援することを目的とする。

3. 適用基準等

本業務の履行にあたっては、本仕様書のほか、契約規則等の関係法令に基づき実施しなければならない。

4. 履行期間

契約締結の日から令和9年1月29日（金）

（ただし、成果品の個別の納期については、別途町が指示するものとする。）

5. 履行場所

町長が指定する場所

6. 業務内容

受注者は、地域活性化企業人と密に連携を取りながら、次の業務を行うものとする。

(1) 現況把握・課題整理

以下の視点から、本町の観光を取り巻く現状を多角的に把握し、課題を整理する。

- ① 温泉観光地としての課題
- ② ビーチリゾートとしての課題
- ③ インバウンドの観点からの課題
- ④ 広域観光（県内、関西、首都圏、全国）の観点からの課題
- ⑤ 富裕層観光の観点からの課題
- ⑥ 持続可能な観光に向けての課題

- ⑦ 観光地経営（DX、DMO 等）の観点からの課題
- ⑧ ブランディング・プロモーションの課題 等

(2) 検討委員会の運営支援

観光戦略の策定にあたり、検討委員会（3～5回程度）の円滑な運営を支援する。また、検討委員会の開催にあたっては、地域活性化企業人と連携し、資料作成支援、説明補助、意見集約及び議事録作成等を行う。なお、検討委員会の委員選任及び会場手配については町が行うものとする。

(3) 関係者ヒアリングの実施

観光戦略の方向性について、観光関連団体や事業者等を対象としたヒアリングを実施する。これに係るヒアリング対象の選定案、日程調整、質問項目の設計等を行う。また、ヒアリング結果を整理・分析し、観光戦略に反映する。

(4) 観光戦略（案）の作成

検討委員会での議論を踏まえ、検討結果を整理し、観光戦略として取りまとめる。

(5) 報告書の作成

検討委員会の各回における議事の概要及び関係者ヒアリングの結果について、記録として整理し、報告書として取りまとめる。

7. 成果品

本業務の成果品は次のとおりとし、電子データで提出すること。提出にあたっては、編集や活用が可能なファイル形式（Windows Microsoft Office Word 又は Excel 又は Power Point 等の形式）とし、CD-ROM 等の媒体に格納して提出すること。

- (1) 白浜町観光戦略（A4 サイズ） 1 部
- (2) 関係者ヒアリング結果報告書（A4 サイズ） 1 部

8. 注意事項

- (1) 受注者は、白浜町個人情報保護条例（平成18年3月1日条例第11号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。また、本業務の実施により、他人に損害を与えた場合は、受注者は直ちに本町に報告するとともに、その責任において速やかに損害賠償及び信頼の回復に努めるものとする。
- (2) 調査・分析等に必要な本町所有のデータは、本町がこれを受注者に提供し、受注者は当該データ及びこれを加工したものの全てを業務完了後に本町に返却しなければならない。
- (3) 本業務において作成する報告書は、見やすく、読みやすく、分かりやすいものとなるよう、簡潔で明瞭な文書表現にするとともに、図や表などを必要に応じて作成すること。
- (4) 業務終了後に、受注者の責任に帰すべき理由による成果品の不良個所があった場合は、速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。
- (5) 受注者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。

- (6) この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、本町と協議を行うこと。